

## 第4 指定地域内での 酪農事業施設の新設、変更

〔法〕（指定地域における酪農事業施設の届出等）

第13条 集約酪農地域の周辺の地域のうち、その地域内に酪農事業施設を設置すればその酪農事業施設が輸送条件から見てその集約酪農地域の区域内の生乳の生産者の相当部分から継続して生乳の供給を受けることができると認められる地域で農林水産大臣の指定するもの（以下「指定地域」という。）の区域内において、酪農事業施設を新たに設置しようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届け出なければならない。指定地域の区域内に設置されている酪農事業施設につき前条第一項の農林水産省令で定める変更をしようとする者についても、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該集約酪農地域における生乳の生産者及び当該生乳の生産者から生乳を買い受けて乳業を行う者の経営の健全な発展に資するため必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る事項に関し、当該集約酪農地域に係る酪農事業施設の配置を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。

〔施行規則〕（指定地域の区域内の酪農事業施設の届出）

第10条の2 法第13条第1項の規定による届出は、当該酪農事業施設の設置又は変更着手する日の1箇月前までに、別記第3号様式による届出書正副2通を、当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してしなければならない。

指定地域内で「生乳」を処理・加工して飲用牛乳用処理施設やチーズ工房などを設置する場合は、法第13条に基づき、施設の工事着手の1ヶ月前までに県へ届出が必要です。

また、届出後、その事業を開始する1ヶ月前までにその旨を県に報告（事業の開始届出）する必要があります。

なお、施設を変更・追加をする場合にあっては、法第13条に基づき、その変更1ヶ月前に県へ届出が必要です。

## 1 酪農事業施設届出（様式第3）

### ア 届出年月日

各提出先に提出する日付を記載してください。郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

### イ 届出者の氏名等

届出者の住所及び氏名について、法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。登記上の本店所在地と実際の業務を行っている事業場が別の場合は、登記上の本店所在地が主たる事務所の所在地になります。法人等で、工場長が代表者の代理人として届出をする場合は、必ず代表者からの委任状を添付してください。

### ウ 施設の種類及び設置場所

#### （1）施設の種類

p 7 表 1 に記載の施設の区分と施設の種類を記載してください

(2) 設置場所

施設の種類毎に設置場所の住所を記載してください。

例：乳業施設

チーズ製造施設（岡山市〇〇区〇〇町〇〇－〇〇）

クリーム及び脱脂乳製造施設（岡山市〇〇区〇〇町〇〇－〇〇）

エ 施設の設備の種類、型式、能力及び数

「別紙 1 のとおり」と記載し、別紙で一覧を添付してください。

オ 操業の開始予定時期

操業を実際に開始する予定年月日を記載してください。

カ 予定する集乳区域

集乳を予定している市町村名を記載してください。

例) 〇〇市、△△市内酪農家生産乳

キ その他必要な事項

(1) 生乳取引に係る指定生乳生産者団体等との協議経過

「別紙 2 のとおり」と記載し、別紙で酪農事業施設の新設又は増設に係る事項について、協議した内容を添付してください。

(2) 施設の位置図

「別紙 3 のとおり」と記載し、別紙で道路と新設しようとする酪農事業施設の位置関係が分かる付近見取図を添付してください。

(3) 設備の配置図

「別紙 4 のとおり」と記載し、別紙 1 に記載した施設の設備の配置状況が分かる資料を添付してください。建築士等の設計図書では平面図がこれに該当します。

(4) カタログ

別紙 1 に記載した設備のカタログを添付してください。特に、型式、能力が分かるカタログとしてください。

## 2 酪農事業施設変更の届出（様式第 3 号）

指定地域内で届出済みの酪農事業施設について、p 7 表 2 に掲げる設備を設置、更新、改造又は廃止をしようとする場合、「酪農事業施設届出書（酪農事業施設について変更をする場合）」の提出をしてください。

また、既に届出済みの酪農事業施設が設置されている建物内に新たに他の酪農事業施設を設置する場合は、p 2 1 「酪農事業施設に係る新設・変更等申請の考え方」を参考に、「酪農事業施設届出書（酪農事業施設を新たに設置する場合）」を提出してください。別の敷地に新たに酪農事業施設を設置する場合も、同様に「酪農事業施設届出書（酪農事業施設を新たに設置する場合）」の提出をしてください。

ア 施設の種類及び設置場所

今回の変更に係る、既に届出済みの施設の種類を記載してください。

例) 乳業施設

チーズ製造施設 (岡山市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇)

イ 変更しようとする設備の種類、型式、能力及び数

「別紙1のとおり」と記載し、別紙で整備前後の対比ができるようしてください。

ウ 変更の内容

変更を必要とする理由、目的を記載してください。

例) 品目の多元化により収益性の向上を図るため。

エ 変更される設備による操業の開始予定時期

新たな施設の着工等、又は既存の施設内の設備の設置、更新、改造又は廃止による操業を開始する予定年月日を記載してください。

オ 予定する集乳区域の変更

過去に届出している集乳区域から変更がある場合は記載してください。

エ その他必要な事項

(1) 生乳取引に係る指定生乳生産者団体等との協議経過

過去に届出している内容から変更がある場合は、「別紙〇」のとおりとし、酪農事業施設の新設、増設又は変更に係る事項について、協議した内容を添付してください。

(2) 設備の配置図

変更前と変更後の配置図を対比させて、設置、更新、改造又は廃止が分かるように図示した資料を添付してください。

(3) カタログ

別紙1に記載した、変更に係る設備のカタログを添付してください。特に、型式、能力が分かるカタログとしてください。廃止に係るものは不要です。

第3号様式（第10条の2関係）  
（酪農事業施設を新たに設置する場合）

酪農事業施設届出書

令和 年 月 日

岡山県知事

○ ○ ○ ○ 殿

住 所 岡山市○○区○○町○○-○

氏名又は名称 (株)○○○○乳業

及び代表者の 代表取締役 □□□□

氏 名

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第13条第1項の規定に基づき、指定地域における酪農事業施設につき、下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の種類及び設置場所

乳業施設

チーズ製造施設（岡山市○○区○○町○○-○○）

2 施設の設備の種類、型式、能力及び数

別紙1のとおり

3 操業の開始予定時期

令和○年○月○日

4 予定する集乳区域

△△市内酪農家生産乳

5 その他必要な事項

(1) 生乳取引に係る指定生乳生産者団体等との協議経過

別紙2のとおり

(2) 施設の位置図

別紙3のとおり

(3) 設備の配置図

別紙4のとおり

(4) カタログ

別添のとおり

添付書類は集落酪農地域内での酪農事業施設の新設、変更を参考にしてください

第3号様式（第10条の2関係）  
（酪農事業施設について変更をする場合）

酪農事業施設届出書

令和 年 月 日

岡山県知事

○ ○ ○ ○ 殿

住 所 岡山市○○区○○町○○-○  
氏名又は名称 (株)○○○○乳業  
及び代表者の  
氏 名 代表取締役 □□□□

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第13条第1項の規定に基づき、指定地域における酪農事業施設につき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更しようとする施設の種類、型式、能力及び数
  - (1) 施設の種類及び設置場所  
乳業施設  
チーズ製造施設（岡山市○○区○○町○○-○○）
  - (2) 変更しようとする設備の種類、型式、能力及び数  
別紙1のとおり
- 2 変更の内容  
品目の多元化により収益性の向上を図る。
- 3 変更される設備による操業の開始予定時期  
令和○年○月○日
- 4 予定する集乳区域の変更  
変更なし
- 5 その他必要な事項
  - (1) 生乳取引に係る指定生乳生産者団体等との協議経過  
変更なし
  - (2) 設備の配置図  
別紙2（変更前）及び別紙3（変更後）のとおり
  - (3) カタログ  
別添のとおり